

令和6年度 医療的ケア教員講習会 受講案内

1. 目 的

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年6月22日に公布され、介護福祉士の業務内容に喀痰吸引等が追加されました。

この法律改正により、平成27年度以降の介護福祉士国家試験から医療的ケアの内容が追加されることになり各介護福祉士養成施設等においては、各養成課程の入学者の卒業時期が平成27年度以降となる場合には、当該生徒に対して、医療的ケアの教育を行う必要があることとなりました。

教員要件等についても、「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」（昭和62年厚生省令第50号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」（平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号）（以下、これらの規則を「両規則」という。）の改正が行われ、両規則において、介護福祉士養成施設等において医療的ケアを教授する教員は、「当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を習得させるために行う講習会であって、あらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者、その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者を置くこと。」と規定されました。

本事業は、両規則に対応するため医療的ケア教員講習会を開催し、介護福祉士養成施設における教員の資質の向上を図り、もって質の高い介護福祉士を養成することを目的とするものです。

2. 主 催

公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部

〒790-0001 愛媛県松山市一番町1丁目14番10号 井手ビル4階

TEL：089-921-1461 FAX：089-921-1477

3. 開催日時及び会場

第1回 令和6年 9月 7日（土） 9：00～17：15

〒790-0001

愛媛県松山市一番町1丁目9-15

フジコビルG

4. 受講対象者

医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であり、本講習会修了後に介護福祉士養成施設において、両規則別表第4の領域「医療的ケア」を教授する者又は教授する予定の者。

5. 受講料及び受講定員について

(1) 受講料 15,400円

テキスト代 3,300円

● 2,420円

新版 喀痰吸引・経管栄養研修テキスト（中央法規出版）

● 880円

新版 喀痰吸引・経管栄養研修テキスト指導者用（中央法規出版）

(2) 受講定員 16名

6. 申込み方法及び申込期間

(1) 受講申込書の送付について

別紙様式「医療的ケア教員講習会受講申込書」に必要事項をご記入いただき、郵送でお申込ください。

(郵送先)

公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部

〒790-0001 愛媛県松山市一番町1丁目14番10号 井手ビル4F

(2) 受講料等の振込みについて

後日送付する「請求書兼払込票」によりお支払いください。

※ 受講料等の振込みをもって受講申し込みの完了となります。

(3) 申し込み期間

令和6年5月27日(月)～定員になり次第受付終了

7. 受講の決定について

(1) 受講決定は、受講申込の先着順で行います。

(2) 申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を終了します。

(3) 受講申込の完了（申込書の受理及び受講料の振込み）確認後、「申込完了・受講通知書」等をメールにて送付します。

※開講日の3日前までに「申込完了・受講通知書」等が届かない場合は、ご連絡ください。

(4) 講習のキャンセルについて

受講の申し込み後にキャンセルする場合は、電話連絡をお願いします。なお、お振込みいただいた受講料は、開講日から起算して14日前（8月23日）以降は原則として返金いたしませんので、ご了承ください。

8. 講習会アンケートの実施

講習会アンケートを行い、講習内容・テキスト・講師の対応等を確認する。

9. 講習の内容及び理解度の基準と評価について

(1) 講習内容

科目	目 標	時間数
制度の概要	介護職員等による医療的ケアの実施に関する制度の概要についての知識を身に付ける。	1
医療的ケアの基礎	感染予防、安全管理体制等について基礎的知識を身に付ける。	1
喀痰吸引	喀痰吸引について基礎知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
経管栄養	経管栄養について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
演習	喀痰吸引及び経管栄養の演習に係る指導・評価方法を身に付ける。	3
合 計		7

(2) 受講生の理解度を評価するための基準

① 手技・技法の習得について

演習における手技及び技法の注意事項や重要事項の把握ができていないか評価する。

評価判定基準「A」で合格とする。

評価判定基準	評価内容
A	手順とおり実施できている。留意事項及び考えられるリスクが習得できている。
B	留意事項及びリスクの習得が不十分で、手順を抜かしたり間違えた。
C	注意事項や重要事項の把握ができていない。

② 教員指導者としての視点で医療的ケアの問題把握ができていないか、講師が評価・判断する。

(3) 評価について

講習会の受講者は、科目ごとに定められた時間数すべてを受講し、修了のための評価を受けなければなりません。

評価は、演習時の応答等によるもののほか、受講態度、演習課題に取り組む姿勢など講師による評価並びに受講者自身による自己評価を併せ、総合的に行います。なお、演習課題が未修了の場合は、後日補講を実施します。補講料金は1時間当たり2,090円です。

(4) 受講生の評価結果を踏まえた講習会の課題と今後の改善方針

① 講習会の課題

医療的ケア教員の質の向上や均質性の確保に取り組む。

② 今後の改善方針

講習会アンケート調査の結果から問題点があれば対策を検討し、改善する。適宜、講習内容

や指導方法を見直す。

10. 修了証明書の発行について

講習会の所定の課程を修了した者には、「医療的ケア教員講習会修了証」が発行されます。

〔お問合せ先〕

公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部（担当者：藤井、山藤）

〒790-0001

愛媛県松山市一番町1丁目14番10号 井手ビル4階

TEL: 089-921-1461

FAX: 089-921-1477

URL: <http://www.kaigo-center.or.jp/>

メールアドレス: ehime@kaigo-center.or.jp

営業時間：平日 9:00～17:30